

「エコアクション 21 地域事務局 岡山県環境保全事業団」運営委員会規程

(所掌事務)

第1条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域事務局におけるエコアクション 21 認証・登録制度実施要領
- (2) 地域事務局におけるエコアクション 21 委員会等の規程
- (3) 地域事務局におけるエコアクション 21 認証・登録制度の運営に関する重要事項等

(運営委員会の構成及び委嘱)

第2条 運営委員会は5名以上をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、公益財団法人岡山県環境保全事業団 理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

- (1) 環境保全に関する学識者
- (2) 環境保全関係団体、事業者関係団体などの有識者
- (3) 関係行政機関などの有識者
- (4) エコアクション 21 審査人(2名以上)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。

(委員長)

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(運営委員会の開催)

第5条 運営委員会は、理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 運営委員会は、年1回以上開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事録)

第7条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席委員名・欠席委員名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(守秘義務)

第8条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより委員退任後においても他に漏らしてはならない。

(附 則)

この規程は平成27年4月21日から施行する。